

「第2期岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）」に対する県民意見募集結果

意見募集期間：令和5年12月15日（金）から令和6年1月18日（木）まで

いただいた御意見：2件（1団体）

| 該当箇所 | | 御意見 | 回答 |
|------|---|--|---|
| 1 | P. 21 誰もが相談できる相談窓口と必要な支援につなげる相談体制の強化 | <p>ギャンブル依存症の場合、特効薬があるわけでもなく、本人が依存症であることを理解し、何とかしようと自分で考えていけることが大切です。</p> <p>そこまでに到達するには時間も必要ですし、話を聞いてくれる人の力も重要になります。「治療」というより自分で気づけるような「教育」という形が重要ではないでしょうか。</p> <p>そのため、相談員の養成・スキルの向上に今後とも力を入れていってください。</p> | <p>御意見にある「話を聞いてくれる人の力」や本人の「気づき」は、ギャンブル等依存症の予防から社会復帰までの各段階において、重要な要素と考えております。</p> <p>計画では、「3 重点施策」（P. 36）において「（6）人材の育成・確保（重点⑥）」の「①相談支援従事者に対する相談員の能力向上のための研修の実施」を、「第4章 基盤整備」において「2 人材育成及び確保」（P. 38）の「（1）相談機関の人材育成」を掲げているところであり、引き続き、相談員の養成・スキルの向上に資する取組を進めてまいります。</p> |
| 2 | P. 35 多重債務問題への取組 | <p>多重債務者の場合、やむを得ず自己破産の選択をする場合もあると思いますが、それに対する債権者の債権の回収という権利が侵害されてしまいます。債務者が所有している財産があれば、資産の分配手続きがされるといっても、多くの場合債権の全額を返していただくことは困難です。</p> <p>自己破産を選択するのは最後の手段かもしれませんが、本人に生活を改めようとする意志がなければその繰り返しになってしまいますので、そうならないための生活支援・相談等を積極的に取り組むようお願いいたします。</p> | <p>多重債務問題については、各関係機関が、多重債務の状況にある者やその家族等の関係者と関わり合いを持てる場面や機会を活用した取組を掲げておりますが、これらの関係機関が、適切な相談窓口や支援に「つなぐ」ことも重要だと考えております。</p> <p>御意見にある「自己破産」はもちろん、多重債務の状況に陥ることを予防すること自体の重要性に鑑み、関係機関同士の積極的な連携体制の確保を通じて、ギャンブル等依存症の本人に対する効果的な支援・相談に取り組んでまいります。</p> |